

「磯子区寄り添い型生活支援事業業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、横浜市磯子区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下、「委員会要綱」という。）第8条第1項第4号の規定に基づき、磯子区寄り添い型生活支援事業業務委託（以下、「支援事業」という。）を公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、本要領、提案書作成要領、提案書評価基準、委託仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案者の要件)

第3条 提案書を提出する者（以下、「提案者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす法人とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解していること
- (2) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があり、法人が持つノウハウやアイデアを生かした支援が提供できること
- (3) 学校等の関係機関や、地域で活動している団体・NPO法人等と連携・協力し、効果的な支援が行えること
- (4) 横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。又は、応募申請時に登録申請がされていること。登録種目・細目コードは、333（福祉サービス）又は350（その他の委託等）であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は提案書作成要領に定める。

- (1) 提案者の概要・事業実績
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施内容と実施手法
- (4) 業務実施体制
- (5) 業務管理運営体制
- (6) その他、業務の実施に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルの評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の事業実績
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性等
 - (4) 業務実施体制の妥当性・実現性等
 - (5) 業務管理運営体制の妥当性・実現性等
- 2 評価委員会は、プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 評価委員は、提案書の内容及びヒアリング結果を踏まえ、評価基準に基づき採点を行う。評価委員会は、評価委員の採点の合計点（以下、「合計点」という。）により提案者の中から一位の者を決定する。
- 4 合計点が同点の提案者が存在する場合は、評価委員会は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。評価委員の投票の票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。
- 5 評価委員会は、提案者が1者の場合でも、評価委員の採点による評価を行う。
- 6 合計点が上限配点の合計の60%に満たない提案者を一位の者と決定することはできないものとする。
- 7 評価委員会に出席する委員の半数以上からE評価（特に劣っている）を受けた項目のある提案者を一位の者と決定することはできないものとする。

(評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (2) ヒアリング
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。
- (1) 磯子区総務課長（委員長）
 - (2) 磯子区福祉保健課長（副委員長）

- (3) 磯子区生活支援課長
 - (4) 磯子区高齢・障害支援課長
 - (5) 磯子区こども家庭支援課長
 - (6) こども青少年局青少年育成課長
- 3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。
 - 6 委員長は、評価結果を磯子区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に報告するものとする。
 - 7 評価委員会の総務は、磯子区こども家庭支援課が行う。

（評価結果の審査）

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 選定委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が一位として決定した者を受託候補者として特定する。

（選定の効力）

第8条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により受託候補者として特定した者（以下、「特定者」という。）の選定の効力は、特定者が業務を開始した年度から起算して5か年度とする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が業務の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。
- 3 前項のほか、特定者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営者選定の効力を取り消す。

（その他）

第9条 この要領の運用において必要な事項は区長が定める。